

そ の 他 （ リ サ イ ク ル ・ 市 営 住 宅 ・ 上 下 水 道 ・ 罹 災 証 明 ）

施策・制度名	施策・制度内容	適用条件・基準等	対象者等	問い合わせ先
災害廃棄物の処理補助	大雨、地震、火災等による災害廃棄物をクリーン ヒル宝満に直接搬入する場合の無料利用券を交付 する。 ※罹災証明書の持参が必要です。 ※対象となる廃棄物についての詳細は、環境課に お問い合わせください。	【対象となる廃棄物】 ・被災した家財 ・樹木（直径10cm以内かつ、長さ1.5m以内） 【対象とならない廃棄物】 ・被災前から廃棄物だったもの ・日常ごみ ・家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥 機、エアコン） ・建物の解体工事に伴い発生した廃棄物	市民、市内事業者	環境経済部環境課 環境保全・廃棄物 担当 092-557-5140
市営住宅への特定入居 （市営住宅条例）	公募によらない優先入居（空室がある場合のみ）	災害による住宅の滅失	災害により住宅を滅失した者	総務部管財課管財担当 092-557-5113
水道料金及び下水道使用料の減免 （市水道事業給水条例・市下水道条 例）	該当月の検針分（2ヶ月分）について使用量の1 0㎡分を減額	災害により建物に被害を受けられた方（住居・店舗）	市の上水道使用者がその家屋または事 業所において、災害により浸水の被 害、その他これに相当する被害を受け か つ、筑紫野市長から当該被害に係る 罹災証明の発行を受けた者	環境経済部上下水道料金総務課 料金担当 092-923-7111
下水道事業受益者負担金・受益者分 担金の徴収猶予	受益者負担金、受益者分担金の徴収を1年間猶予	1．筑紫野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 施行規程第6条及び別表第1項目5 2．筑紫野市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金に 関する条例施行規則第6条及び別表第1項目5	災害等の罹災者	環境経済部上下水道料金総務課 料金担当 092-923-7111
罹災証明書の発行	被災者の応急的な救済を目的として、住家の被害 について証明するもの	災害対策基本法第2条第1項に規定する災害等 （発行の前に現地調査が必要となる場合があります） ※火災の場合は、筑紫野消防署にお問い合わせください。 ※落雷による罹災証明書の発行は行っておりません。 ※一世帯一枚の発行となります。 ※住家以外の被害については、被災届出証明書の発行を申 請してください。	被害を受けた家屋（住家）の所有者	（平時） 総務部危機管理課危機管理担当 092-557-5111 （災害対策本部等設置時） 証明書発行： 健康福祉部生活福祉課地域福祉担当 092-557-5127 現地調査：市民生活部税務課固定資産 税担当 （内線326～330）
被災届出証明書の発行	被災者の応急的な救済を目的として、住家以外の 被害について証明するもの	災害対策基本法第2条第1項に規定する災害等 ※住家を含む被害については、罹災証明書の発行を申請し てください。	被害を受けた住家以外の家財道具、外 構、動産などの所有者	（平時） 総務部危機管理課危機管理担当 092-557-5111 （災害対策本部等設置時） 健康福祉部生活福祉課地域福祉担当 092-557-5127

そ の 他 （ リ サ イ ク ル ・ 市 営 住 宅 ・ 上 下 水 道 ・ 罹 災 証 明 ）

施策・制度名	施策・制度内容	適用条件・基準等	対象者等	問い合わせ先
農業集落排水事業受益者分担金の減免及び徴収猶予 （市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例）	（減免）状況に応じ市長が定める率 （猶予）徴収を1年間猶予	1．農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規則第4条及び別表第1項目4 2．農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規則第5条及び別表第2項目1	災害等の罹災者	環境経済部上下水道料金総務課 料金担当 092-923-7111
農地災害復旧 （市農林業施設災害復旧事業費分担金徴収条例）	復旧経費10万円未満：負担金なし 復旧経費10万円以上：負担金 3割（但し、国、県の補助金等を活用出来る場合においては、復旧経費から補助金を引いた額の3割）	田・畑の災害復旧事業	受益者	環境経済部農政課農林土木担当 092-557-5143
農業用施設災害復旧 （市農林業施設災害復旧事業費分担金徴収条例）	復旧経費10万円未満：負担金なし 復旧経費10万円以上：負担金 1 割（但し、国、県の補助金等を活用出来る場合においては、復旧経費から補助金を引いた額の 1 割）	農道・水路・井堰・ため池等の災害復旧事業	受益者	環境経済部農政課農林土木担当 092-557-5143
中小企業融資制度 （市中小企業融資制度要綱）	1企業1災害当り限度額300万円保証料、利息は市で補助	筑紫野市中小企業融資制度要綱第3条に規定する条件等	市内の中小企業者	環境経済部商工観光課商工観光担当 092-557-5144 筑紫野市商工会 092-922-2361